

京都市訓令甲第2号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成17年4月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表保健福祉局の款生活福祉部の項市営葬儀事務所の目を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月26日から施行する。

(総務局人事部給与課)